

春日市森林整備計画

計画期間 自 令和 7 年 4 月 1 日
至 令和 1 7 年 3 月 3 1 日

福 岡 県
春 日 市

R 7 . 3 策 定

目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	
1	森林整備の現状と課題	5
2	森林整備の基本方針	5
3	森林施業の合理化に関する基本方針	8
II	森林の整備に関する事項	
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	
1	樹種別の立木の標準伐期齢	8
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	9
3	その他必要な事項	10
第2	造林に関する事項	
1	人工造林に関する事項	10
2	天然更新に関する事項	12
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	13
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	13
5	その他必要な事項	14
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	14
2	保育の種類別の標準的な方法	15
3	その他必要な事項	15
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	16
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	16
3	その他必要な事項	17
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	17
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	17
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	17
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	17
5	その他必要な事項	17
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	17
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	17
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	17
4	その他必要な事項	18
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	18

2	路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	18
3	作業路網の整備に関する事項	18
4	その他必要な事項	18
第8	その他必要な事項	
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	18
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	18
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	18
4	その他必要な事項	18
III	森林の保護に関する事項	
第1	鳥獣害の防止に関する事項	
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	19
2	その他必要な事項	19
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	
1	森林病虫害の駆除及び予防の方法等	19
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）	19
3	林野火災の予防の方法	19
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	20
5	その他必要な事項	20
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	
1	保健機能森林の区域	20
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	20
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	20
4	その他必要な事項	20
V	その他森林の整備のために必要な事項	
1	森林経営計画の作成に関する事項	20
2	生活環境の整備に関する事項	21
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	21
4	森林の総合利用の推進に関する事項	21
5	住民参加による森林の整備に関する事項	21
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	21
7	その他必要な事項	21

【別表 1】 公益的機能別施業森林の区域

【別表 2】 公益的機能別施業森林の区域における森林施業の方法

付属資料

(1) 森林整備計画概要図

(2) 春日市ゾーニング区分図

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市は、福岡県の中心よりやや西部に位置し、東に宝満山系、南に脊振山系を源として、博多湾に注ぐ御笠川、那珂川に介在する微高地で、政令都市である福岡市の中心部まで約10kmの距離にあることから、住宅都市として発展してきている。

多くの住宅地は、農地転用や山林開発によって造成され、昭和30年代後半以降急激に市街化が進み、現在都市化のレベルを示すDID（人口集中地区）は市域の約97%に達している。

本市の総面積は1,415haで、市域の約97%が市街化区域に指定されている。残された森林面積は54haで、総面積の約4%に過ぎない。

計画対象民有林面積は約46haで、その内ヒノキを主体とした人工林の面積は2haであり、人工林率は約4%と県平均よりかなり低い値となっている。

しかしながら、市内に多く散在する溜池の周辺に残る森林は、多くの市民に潤いと安らぎを与える貴重な「自然の緑」となっている。

近年、住民生活の向上や価値観の多様化等を背景として、快適な生活環境の保全や保健文化的な役割など、森林が有する多面的機能が一層期待されるようになっている中、その機能を持続的に発揮できるように、残された森林の保全に努めるものとする。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林資源の状況、流域の自然的、社会経済的な特質、森林の有する公益的機能の発揮に対する要請、木材需要の動向、豪雨の増加等の自然環境の変化等を総合的に勘案しつつ、森林の有する機能ごとに、その機能を高度に発揮するために望ましい森林の姿を次のとおりとする。

- | | |
|------------------------|--|
| ① 水源涵養機能 ^{かん} | 下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。 |
| ② 山地災害防止機能
／土壌保全機能 | 下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。 |
| ③ 快適環境形成機能 | 樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。 |

- ④ 保健・レクリエーション機能 身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。
- ⑤ 文化機能 史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林。
- ⑥ 生物多様性保全機能 原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林。
- ⑦ 木材等生産機能 林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進対策

森林整備及び保全の推進に当たっては、森林の有する水源涵養^{かん}、山地災害防止／土壌保全機能の維持増進に配慮しつつ、森林資源を有効に活用できるよう、間伐等の適切な実施、適確な更新の確保、混交林化などを図る。

また、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性などの森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、機能に応じた適正な森林整備の実施により健全な森林資源の維持造成を推進することを基本とする。

さらに、花粉発生源対策を加速するとともに、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、効率的な森林施業、森林の適正な管理経営を推進する。

また、農山村地域の振興に欠くことのできない施設である林道等の路網を計画的に整備することとする。

あわせて、シカ等による森林被害も含めた森林の状況を適確に把握するため、森林GIS等の効果的な活用を図る。

①「水源涵養機能森林^{かん}」の森林整備の基本的な考え方

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養^{かん}の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。

また、立地条件や地域住民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養機能^{かん}が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。

②「山地災害防止機能／土壌保全機能森林」の森林整備の基本的な考え方

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。

また、立地条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

③「快適環境形成機能森林」の森林整備及び保全の基本的な考え方

地域住民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。

快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。

④「保健・レクリエーション機能森林」の森林整備及び保全の基本的な考え方

観光的に魅力ある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、市民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。

また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

⑤「文化機能森林」の森林整備及び保全の基本的な考え方

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。

また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

⑥「生物多様性保全機能森林」の森林整備及び保全の基本的な考え方

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。

とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。

また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。

⑦「木材等生産機能森林」の森林整備及び保全の基本的な考え方

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

県、市、森林所有者及び森林組合等が相互に連絡を密にすることや、地域協議会等で合意形成を図ることにより、関係者が一体となって森林施業の共同化、林業後継者の育成、林業機械化の促進及び木材流通・加工体制の整備などの林業諸施策を計画的かつ組織的に取り組み、森林施業の合理化を推進することとする。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

（単位：年）

区域	樹 種							
	スギ	ヒノキ	マツ	スラッシュマツ テーダマツ	その他 針葉樹	クヌギ	ザツ・その 他広葉樹	アカシ ア類
春日市	35	40	30	20	30	10	15	8

注) 標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として森林施業、制限林の伐採規制等に用いられるものであり、標準伐期齢に達した森林の伐採を促すためのものではない。また、特定苗木等が調達可能な地域では、その特性に対応した標準伐期齢の設定を検討するよう努めるものとする。

２ 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

森林の立木竹の伐採に当たっては、「第４ 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項」で定められる公益的機能別施業森林の区分に応じた適切な林齢、伐採方法（皆伐、択伐）、伐採面積、集材方法において計画的かつ効率的な伐採を推進することとする。加えて保安林については、その保安林に定める指定施業要件に従い伐採することとする。

立木竹の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採により行うものとする。

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保すること等を旨として、立地条件、地域における既往の施業体系、樹種の特長、木材需要構造、森林資源の構成等を勘案して伐採範囲を定めるものとする。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮することとする。なお、自然条件が劣悪なため、更新を確保するため伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等適確な更新に配慮したものとする。

さらに、林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持並びに溪流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。

この他、「主伐時における伐採・搬出指針（令和３年３月１６日付け２林整整第１１５７号林野庁長官通知）を踏まえた方法により実施するものとする。

なお、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第４の１（２）で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和３年３月１６日付け２林整整第１１５７号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行うものとする。

ア 皆伐

皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。

皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び森林の有する公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一か所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮するとともに、伐採跡地が連続して５haを超えないものであることとし、適確な更新を図ることとする。

イ 択伐

択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行い、伐採率は材積率で３０％以下（伐採後の造林が植栽による場合は４０％以下）とする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

3 その他必要な事項

ア 主伐時期の目安

収穫期に達した人工林は、森林の世代サイクルを回復させるため、下記の目安及び各林分の成長量や生産目標等を勘案したうえで計画的に主伐を推進することとする。

県の標準的施業モデルによる試算では、一般材生産の場合について、スギはおおむね55年生以上、ヒノキはおおむね50年生以上で、森林整備の継続を経済面で支えることが期待できることから、この林齢を主伐時期の目安として定めるものとする。

目安

樹種	林齢	生産目標	期待胸高直径 (cm)	期待樹高 (m)
スギ	55年生以上	一般材生産	31	23
ヒノキ	50年生以上	一般材生産	22～25	17

※標準的な成長量及び立地での、標準的施業モデルによる試算での目安であることに留意する。
条件によっては主伐時期が前後する場合もある。

イ 被害木である等の理由により伐採を促進すべき林分の指針

制限林や特用林及び自家用林、試験研究の目的に供している森林以外で、風害等の気象災、病虫害等の被害を受けているもの又は受けやすいもので成長量が著しく低下した林分とすることとする。

ウ その他必要な事項

伐採跡地の林地残材及び枝葉等については積極的な活用を図り、またその整理については、土砂災害等の発生源とならないよう留意することとする。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

区分	樹種名	備考
人工造林の対象樹種	スギ・ヒノキ・クヌギ・マツ・ケヤキ・ その他広葉樹	

注) 定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市担当課と相談の上、適切な樹種を選択することとする。

なお、苗木の選定にあたっては、成長に優れた特定苗木等や少花粉スギ等の花粉の少ない苗木を積極的に選択することとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の標準的な方法

樹種	植栽本数
スギ	1,500～3,000本/ha
ヒノキ	1,500～3,500本/ha
クヌギ等	2,000本/ha程度
その他広葉樹等	3,000本/ha程度

注1) その他広葉樹等のうちセンダンについては、林業改良普及員等とも相談の上、既往の研究成果に基づき必要な保育を行い、森林の有する公益的機能の発揮が十分期待される場合に限り、400本/haを下限とすることができる。

注2) 複層林化を図る場合の樹下植栽については、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽する。

また、定められた標準的な植栽の本数によらない範囲で植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市担当課と相談の上、適切な植栽本数を決定することとする。

イ その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地拵えの方法	雑草木を刈り払い、伐採木の枝条や刈り払った雑草木を斜面に一定間隔で整理する。 なお、造林コストの縮減にもつながることから、主伐と造林の一体的な計画を進め、主伐作業と一体的な地拵えを積極的に実現するものとする。
植付けの方法	苗木の根が十分入る程度の大きさの植え穴を掘り、根をよく広げて埋め戻し、土と根が密着するように踏み固めて、丁寧に植栽する。
植栽の時期	乾燥等気象条件を十分に考慮し、2月～4月の間に植栽を行うものとする。なお、コンテナ苗については、寒冷地の冬季を除き、上記植栽時期以外でも高い活着率が見込め、専用の植栽器具を利用することで効率よく植栽を行うことができるため、積極的に利用するものとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林資源の造成とともに林地の荒廃を防止するため、皆伐による伐採跡地で人工造林により更新を図るものについては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して、2年以内に更新するものとする。

ただし、択伐による伐採跡地で人工造林による更新を図るものについては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して、5年以内に更新するものとする。

保安林については、その保安林に定める指定施業要件に従い植栽するものとする。

2 天然更新に関する事項

気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等から、主に天然力の活用により適確な更新が図られる場合は天然更新とする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は、適地適木を主として、前生稚樹の生育状況や母樹の存在等の森林の現況、立地条件、周辺環境等を勘案し、針葉樹、ブナ科、ニレ科等の広葉樹及び先駆性樹種のうち中高木性の樹種であって、将来の森林の林冠を構成するもの、又は、遷移過程において中高木になりうる樹種とし、「福岡県天然更新完了判断基準」で定める樹種とする。このうち、ぼう芽による更新が可能な樹種は、コナラ、イヌブナ、ブナ、クリ、カスミザクラ、イタヤカエデ、イヌシデ、オオモミジ、アカシデ、ホオノキ、ミズナラ等である。

(2) 天然更新の標準的な方法

天然更新に当たって、天然下種更新による場合は、それぞれの森林の状況に応じて、地表処理、刈出し、植込み等の天然更新補助作業を行うこととし、ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、芽かき又は植込みを行うこととする。

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新対象樹種の期待成立本数及び更新すべき本数

期待成立本数（本/ha）	更新すべき本数（本/ha）
10,000本	3,000本

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等を行う。
刈出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の阻害されている箇所については、ササなどを刈り取る。
植込み	天然稚樹の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する。
芽かき	ぼう芽更新の際に発生する、ぼう芽枝の本数が多くなりすぎないように、ぼう芽が適正本数になった以降に発生した芽を摘み取る。

ウ その他天然更新の方法

天然更新の完了確認については、「福岡県天然更新完了判断基準」で定める調査方法による現地調査を行うものとし、更新が完了していないと判断される場合は、植込み等の作業を行って更新の確保を図るものとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

天然更新によるものは、早期に更新を図るものとし、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して、5年以内に更新するものとする。

なお、5年後において適確な更新がなされない場合には、その後2年以内に植栽により更新するものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

以下の条件に1つ以上該当する場合は、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に該当するものとする。

森林の区域	備考
シカの生息密度が31頭/㎢以上の地域にある森林（ただし、シカ防護柵設置や駆除等の適切な防除を行わない場合）	
下層植生が少なく表土が流失した森林	
病害虫の発生箇所や岩石地等、天然下種及びぼう芽による方法では、適確な更新が確保できない森林	

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

該当なし

以下の場合、植栽によらなければ適確な更新は困難となる可能性があることから、天然更新を行う場合は、現地状況に十分注意すること。

○植栽によらなければ適確な更新が困難となる可能性のある森林の条件

以下の条件に1つ以上該当する場合は、植栽によらなければ適確な更新が困難となる可能性がある。
隣接広葉樹からの距離が100m以上離れている森林
林齢40年生未満の森林
放置竹林と隣接する森林

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林の命令をすべき旨の基準

(1) 更新に係る対象樹種

ア 人工造林の場合

スギ・ヒノキ・クヌギ・マツ・ケヤキ等広葉樹

イ 天然更新の場合

「福岡県天然更新完了判断基準」で定める樹種

(2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の、伐採跡地における植栽本数の基準として、天然更新対象樹種が5年生時点で生育し得る最大の立木の本数を

10,000本/haと定める。

なお、造林する場合は、樹高が草丈を超えている（双方の差が200cm以上または草丈の2倍以上の樹高）更新対象樹種を、この本数の10分の3を乗じた本数以上成立させること。

5 その他必要な事項

作業道での重機による踏み固めや表面侵食は、種子の発芽を妨げるほか、種子そのものの流出をもたらすため、天然更新を行う場合には、路網の配置や密度に十分に配慮するものとする。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐とは、樹冠疎密度が10分の8以上にうっ閉した森林において行い、材積率で伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後において樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うものとする。

間伐の標準的な方法

樹種	植栽本数 (本/ha)	間伐時期（見込み林齢）							間伐の方法等
		1回目 (除伐)	2 回 目	3 回 目	4 回 目	5 回 目	6 回 目	7 回 目	
スギ	1,500本	—	35	50	65	80			間伐木の選定は、林分構成の適正化を図るよう、形成不良木等に偏ることなく行うこととする。
	2,000本	— ※	22	35	50	65	80		
	2,500本	—	16	25	35	50	65	80	
	3,000本	(12)	17	24	35	50	65	80	
ヒノキ	1,500本	— ※	18	27	38	49	60	80	間伐の間隔は、標準伐期齢に達しない森林については10年に1回、標準伐期齢以上の森林については15年に1回を標準とし、現地の状況を勘案して判断することとする。
	2,000本								
	2,500本								
	3,000本	(13)	18	27	38	49	60	80	
	3,500本								

※間伐時期（見込み林齢）における樹高等については福岡地域森林計画書（福岡森林計画区）（附）参考資料 6 その他(1)「施業方法別の施業体系」を標準とする。
 ※若齢級の初間伐については、列状間伐の導入に努めるものとする。

注1) 保安林にあつては、保安林の指定施業要件として定められた間伐率の範囲内で行うこと。

注2) 1回目（除伐）の欄は、除伐作業に併せて本数調整を行う場合の見込み林齢を記載。

注3) ※については、除伐は行うが、本数調整は行わない。

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数															標準的な方法	備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15		
下刈り	スギ	1	1	1	1	1	1										植栽木が下草より抜け出るまで行う。実施時期は、6～8月の間に行う。	
	ヒノキ	1	1	1	1	1	1											
	クヌギ	1	1	1	1	1	1											
つる切り	スギ										2						下刈り終了後、つるの繁茂状況に応じて行う。実施時期は、6～8月の間に行う。	
	ヒノキ										2							
	クヌギ										2							
除伐	スギ										1						成長を阻害又は阻害が予想される侵入木や形成不良木を除去する。	
	ヒノキ										1							
	クヌギ										1							

3 その他必要な事項

局所的な森林の生育状況の差異を踏まえ、間伐及び保育の標準的な方法では十分に目的を達成できないと見込まれる森林については、生育状況等を考慮し間伐及び保育の方法を決定するものとする。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林は、水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、快適な環境の形成機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林ならびに保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の4区分に区域を定める。

区域内において機能が重複する場合は、それぞれの機能の發揮に支障のないように森林施業の方法を定める。

(1) 水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

【水源涵養^{かん}機能維持増進森林】

ア 区域の設定

当該森林の区域を別表1のとおり定める。

イ 施業の方法

下層植生の維持を図りつつ適正な森林の立木蓄積を維持し根茎の発達を促すため、伐期の長期化（標準伐期齢＋10年以上）及び伐採面積の縮小・分散を図る（伐採後の更新未完了の面積が連続して5haを超えないこと）。

当該施業を行う森林の区域を別表2のとおり定める。

森林の伐期齢の下限

(単位：年)

区域	樹種							
	スギ	ヒノキ	マツ	スラッシュマツ テーダマツ	その他 針葉樹	クヌギ	ザツ・その他 広葉樹	アカシ ア類
春日市	45	50	40	30	40	20	25	18

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化

機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林など、水源涵養^{かん}機能維持増進森林以外の森林
該当なし

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

該当なし

3 その他必要な事項

クヌギやコナラなどを薪炭材やほだ木として利用する場合は、伐採適齢期で伐採できるものとする。ただし、森林の有する公益的機能の発揮に支障をきたさないよう早期に更新を図るものとする。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

該当なし

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

該当なし

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林経営受委託契約の締結により、長期的かつ安定的な森林経営を実現するため、森林経営の受託者が森林の育成権及び一部立木の処分権、森林の保護や作業路網の整備等に関する権限を森林所有者から委ねられるようにすること。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。）を森林所有者自らが実行できない場合には、市が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、林業経営に至っていない森林については市が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進する。

5 その他必要な事項

該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

該当なし

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

該当なし

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

ア 森林経営計画を共同で作成する者（以下「共同作成者」という。）は、全員により各年度の当初に年次別の詳細な実施計画を作成して実施管理を行うこととし、施業は共

同で又は意欲ある林業経営体への委託により実施すること。

イ 作業路網その他の施設の維持運営は共同作成者の共同により実施すること。

ウ 共同作成者の一部が共同施業を遵守しないことにより、他の共同作成者に不利益を被らせることがないよう、予め個々の共同作成者が果たすべき責務等を明らかにすること。

4 その他必要な事項

該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

該当なし

2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

該当なし

3 作業路網の整備に関する事項

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

該当なし

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

該当なし

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

該当なし

4 その他必要な事項

本市は、市の大半が急激に住宅地として開発されたため、本来有していた丘陵地の森林が一気に失われた。

現在は、市街化調整区域にあるゴルフ場の周囲と白水大池、大牟田池、社池、惣利池、須玖新池等の溜池周辺や天神山・水城、須玖岡本遺跡周辺にまとまった森林が残されている

程度であるが、この残された森林は身近な生き物の生息・生育の場となっており、また溜池の周囲には緑豊かな松の木が生育し、水と緑が調和した景観が素晴らしく市民の憩いの場となっている。

この良好な生活環境の保全や景観の維持向上を図るため、森林構成を維持し、森林資源の保全を推進するとともに、溜池周辺の森林については春日市溜池保全条例の適切な運用を図り、森林の保全に努めることとする。

とくに、市の南部にある白水大池や大牟田池周辺の森林においては、森林資源の保全のため、松くい虫の防除、不良木の除去等行う。

また、春日神社の北側にある社池周辺の森林を「春日の森特別緑地保全地区」に、岡本遺跡の北側にある森林を「弥生の森特別緑地保全地区」に指定し保全している。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

該当なし

(2) 鳥獣害の防止の方法

該当なし

2 その他の必要な事項

該当なし

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法

病虫害等による被害の早期発見及び早期駆除に努める。

特に、松くい虫による被害についての的確な防除手段の強化、多様化を推進し、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧、抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換を推進する。

また、森林病虫害のまん延のために緊急に伐倒駆除する必要がある場合は、伐採を促進することとする。

(2) その他

該当なし

2 鳥獣害対策の方法

該当なし

3 林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため、森林又は森林の周囲での火の取り扱いについて周知を図る。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

造林のための地ごしらえ、開墾準備、焼畑、森林病虫害のために火入れを行う場合は、市長の許可を必要として、火入れを行う周囲1 kmの森林所有者及び管理者に通知するものとする。

また、火入れを行う際は、周囲の現況、防火の設備の計画、気象状況を勘案し、周囲に延焼のおそれのないように行うこととする。

5 その他必要な事項

(1)病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

該当なし

(2)その他

市、森林所有者等による森林の巡視を通じて、林野火災、風水害、病虫害、獣害、その他の災害及び森林の汚染等の早期発見あるいは開発行為、施設の破損等の発見に努める。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

該当なし

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1)森林経営計画の記載の内容に関する事項

森林経営計画の作成に当たっては、次に掲げる事項について適切に計画するものとする。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法

ウ IIの第5の3の森林の施業又は経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

- (2) 森林法施行規則第 33 条第 1 項ロの規定に基づく区域
該当なし

- 2 生活環境の整備に関する事項
該当なし

- 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項
該当なし

- 4 森林の総合利用の推進に関する事項
該当なし

- 5 住民参加による森林の整備に関する事項

- (1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

市内の小・中学校をはじめとした青少年に対して、自然の大切さと森林への親しみを育むための情報提供他、啓蒙活動を推進する。

- (2) 上下流連携による取り組みに関する事項
該当なし

- (3) その他
該当なし

- 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

管理されていないと思われる森林の所有者に対して、森林経営管理の意向調査を行う。

- 7 その他必要な事項

保安林その他法令により施業の制限を受けている森林においては当該制限に従って施業を実施することとする。

また、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づき、県知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、県と連携し、制度を厳正に運用する。

【別表 1】 公益的機能別施業森林の区域

区 分		森林の区域	面積 (ha)
		林班	
水源の涵養 ^{かん} の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 【水源涵養機能維持増進森林】		1 ～ 1 1 林班	4 6 . 2 9 ha
土地に関する災害の防止機能及び土地の保全機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	土地に関する災害の防止機能及び土地の保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 【山地災害防止／土地保全機能維持増進森林】	該当なし	
	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 【快適環境形成機能維持増進森林】	該当なし	
	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 【保健文化機能維持増進森林】	該当なし	
	うち生物多様性保全機能森林		
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 【木材生産機能維持増進森林】		該当なし	
うち、特に効率的な施業が可能な森林			

【別表 2】 公益的機能別施業森林の区域における森林施業の方法

区分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養 ^{かん} の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 【水源涵養機能維持増進森林】	伐期の延長を推進すべき森林	1 ～ 1 1 林班	4 6 . 2 9 ha

2 参考資料

(1) 人口及び就業構造

① 年齢層別人口動態

	年次	総 数			0 ～ 1 4 歳			1 5 ～ 2 9 歳			3 0 ～ 4 4 歳			4 5 ～ 6 4 歳			6 5 歳 以 上		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数 (人)	平成22年	106,780(100.0)	51,445	55,335	17,670	9,150	8,520	18,243	8,875	9,368	24,281	11,666	12,615	29,045	14,071	14,974	17,151	7,470	9,681
	平成27年	110,743(103.7)	53,284	57,459	17,497	9,041	8,456	17,677	8,762	8,915	22,896	10,924	11,972	29,623	14,212	15,411	21,576	9,524	12,052
	令和2年	111,023(100.3)	53,099	57,924	16,905	8,758	8,147	16,842	8,359	8,483	20,295	9,840	10,455	30,593	14,587	16,006	24,377	10,716	13,661
構成比 (%)	平成22年	100.0	48.2	51.8	16.5	8.6	8.0	17.1	8.3	8.8	22.7	10.9	11.8	27.2	13.2	14.0	16.1	7.0	9.1
	平成27年	100.0	48.1	51.9	15.8	8.2	7.6	16.0	7.9	8.1	20.7	9.9	10.8	26.7	12.8	13.9	19.5	8.6	10.9
	令和2年	100.0	47.8	52.2	15.2	7.9	7.3	15.2	7.5	7.6	18.3	8.9	9.4	27.6	13.1	14.4	22.0	9.7	12.3

(注) 1. 資料は国勢調査とする。

2. 年次は、結果が公表されている最近3回の国勢調査年次とする。

3. 総数の計の()内には各年次の比率を記入する。

② 産業部門別就業者数等

	年次	総数	第1次産業				第2次産業		第3次産業
			農業	林業	漁業	小計		うち木材・木製品製造業	
実数 (人)	平成22年	49,376	142	9	5	156	8,067	63	39,044
	平成27年	51,235	146	3	1	150	8,574	76	40,137
	令和2年	56,681	154	6	0	160	8,983	0	47,538
構成比 (%)	平成22年	100.0	0.3	0	0	0.3	16.3	0.1	79.1
	平成27年	100.0	0.3	0	0	0.3	16.7	0.1	78.3
	令和2年	100.0	0.27	0.01	0	0.28	15.85	0	83.87

(注) 1. 資料は国勢調査とする。

2. 年次は、結果が公表されている最近3回の国勢調査年次とする。

(2) 土地利用

	年 次	総 土 地 面 積	耕 地 面 積							草 地 面 積	林 野 面 積			そ の 他 面 積
			計	田	畑	樹 園 地			計		森 林	原 野		
						果樹園	茶 園	桑 園						
実数 (ha)	平成22年	1,415	20	15	3	2			—	65	65	5	1,337	
	平成27年	1,415	18	12	4	2		—	63	63	—			
	令和2年	1,415	15	11	4	0		—	63	63	—			
構成比 (%)		100.0	1.4	1.1	0.2	0.1				4.6	4.6	0.4	94.5	
		100.0	1.3	0.9	0.3	0.1				4.5	4.4	—		
		100.0	1.1	0.8	0.3	0				4.5	4.5	—		

(注) 1. 資料は農林業センサスとする。

2. 年次は、結果が公表されている最近3回の国勢調査年次とする。

3. 「林野面積」について調査が行われない年次については空欄とする。

4. 「草地面積」は、「永久牧草地」「採草地」「放牧地」の計を記入する。ただし、「山林のうち採草地、放牧地」は除く。

5. 構成比は、空欄のない最近年次について算出する。

(3) 森林転用面積

年次	総数	工場・事業用地	住宅・別荘用地	ゴルフ場・レジャー用地	農用地	公共用地	その他
年	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
年							
年							

(注) 1. 資料は農林業センサスによる。

2. 年次は公表されている最近3回の調査年次とする。

(4) 森林資源の現況等

① 保有者形態別森林面積

保有形態		総面積		立木			人工林率 (B/A)
		面積(A)	比率	計	人工林(B)	天然林	
総数		ha 46.29	% 100	ha 30.43	ha 2.07	ha 28.36	4.47
国	有林	0	0	0	0	0	0
公有林	計	16.97	36.66	16.82	0.94	15.88	5.54
	都道府県有林	0	0	0	0	0	0
	市町村有林	16.97	36.66	16.82	0.94	15.88	5.54
	財産区有林	0	0	0	0	0	0
私	有林	29.32	63.34	13.61	1.13	12.48	3.85

(注) 1. 国有林については森林管理局の資料により、民有林については地域森林計画の市町村別森林資源表及び都道府県の林業統計書等をもとに推計して記入する。

2. 官行造林地は「国有林」欄に、県行造林地等は「都道府県有林」欄に()書きで内数として記載するとともに、部分林及び分収林は造林者が保有しているものとして記入する等実質的な経営主体により区分して記入する。学校林は市町村有林とする。

3. 私有林には、社寺有林、組合有林、造林公社造林地、入会林野を含める。

② 在(市町村)者・不在(市町村)者別私有林面積

	年次	私有林合計	在(市町村)者	不在(市町村)者の森林所有面積		
			所有面積	計	県内	県外
実数 ha	平成26年	31.72	15.4	16.32	2.68	4.28
	令和元年	31.5	17.95	13.55	10.48	3.07
	令和6年	29.32	5.52	23.8	20.85	2.95
構成比 %	平成26年	100	48.5	(100)	(38.5)	(61.5)
	令和元年	100	56.98	(100)	(77.34)	(22.66)
	令和6年	100	18.83	(81.17)	(71.11)	(10.06)

(注) 1. 資料は福岡地域森林計画書(森林資源構成表)による。

2. 年次は公表されている最近3回の調査年次とする。

3. 構成比()は、不在(市町村)者の森林所有者面積の県内、県外比率とする。

③ 民有林の齢級別面積

単位 面積:ha

	総数	齢級										
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11 以上
民有林計	30.43		0.06	0.67							1.14	28.56
人工林計	2.07											2.07
スギ	0.08											0.08
ヒノキ	1.99											1.99
その他												
天然林計	28.36		0.06	0.67							1.14	26.49
(備考)												

(注)資料は福岡地域森林計画書(森林資源構成表)による。

④ 保有山林面積規模別林家数

面積規模	林家数				
～ 1ha	33	10～20ha	1	50～100ha	
1～ 5ha	4	20～30ha		100～500ha	
5～10ha	2	30～50ha		500ha以上	
総 数				40	

(注)資料は福岡地域森林計画書(森林資源構成表)による。

⑤ 作業路網の状況

(ア) 基幹路網の現況

区 分	路 線 数	延長(km)	備考
基 幹 路 網			
うち 林業専用道			

(イ) 細部路網の現況

区 分	路 線 数	延長(km)	備考
森 林 作 業 道			

(5) 計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在

樹種	齢級	森林の所在

(注)1. 過去の施業履歴等を勘案し、記載するものとする。

(注)2. 森林の所在は林小班等により表示する。

(6) 市町村における林業の位置付け

① 産業別総生産額 (単位:100万円)

総生産額(A)		241,618	(注)都道府県別産業別総生産額は、内閣府「県民経済計算年報」に掲載されている。これに準ずる方法により算定される市町村別の数値を記載する。
内訳	第1次産業	9	
	うち林業(B)	-	
	第2次産業	15,497	
	うち木材・木製品製造業(C)	-	
第3次産業		222,925	
B+C/A		%	

② 製造業の事業所数、従業者数、現金給与総額

(令和4年現在)

	事業所数	従業者数(人)	現金給与総額(万円)
全製造業(A)	28	321	113,354
うち木材・木製品製造業(B)			
B/A	%	%	%

(注)1. 資料は最近年の経済構造実態調査による。

2. 製造業には、林業が含まれない。

3. 木材、木製品製造業の定義は、「産業分類」(総務省)によるものであり、製材業、合板製造業等が含まれる。

(7) 林業関係の就業状況

(令和6年 6月1日現在)

区 分	組合・事業者数	就業者数		備 考
			うち作業員数	
森 林 組 合				(名称:)
生 産 森 林 組 合	1			(名称:春日)
素 材 生 産 業				
製 材 業				
森 林 管 理 署				
合 計				

(8) 林業機械等設置状況

区 分	総数	公有林	森林組合	会社	個人	その他	備 考
フェラーバンチャ							立木を伐倒、集積する自走式機械
スキッダ							牽引式集材専用のトラクタ
プロセッサ							枝払い・玉切りする自走式機械
ハーベスタ							伐倒・枝払い・玉切りする自走機械
フォワーダ							積載式集材専用車両
タワーヤーダ							元柱を具備した自走式機械
スイングヤーダ							簡易索張方式に対応し、かつ旋回可能なブームを装備する集材機械
その他の高性能林業機械							上記7機種以外の高性能林業機械
計							

(注) 1. 林業機械等の種類は適宜追加する。

2. 単位は、林業機械等の種類により適宜定める。

(9) 林産物の生産概況

種類	素材	チップ	苗木	しいたけ		なめこ	たけのこ		木炭	
				乾	生		加工	青果		
生産量 生産額(百万円)	m3	m3	千本	kg	kg	kg	kg	kg	kg	

(注) 1. 最近1年間の生産について記入する。
2. その他の品目があれば、欄を設けて記入する。

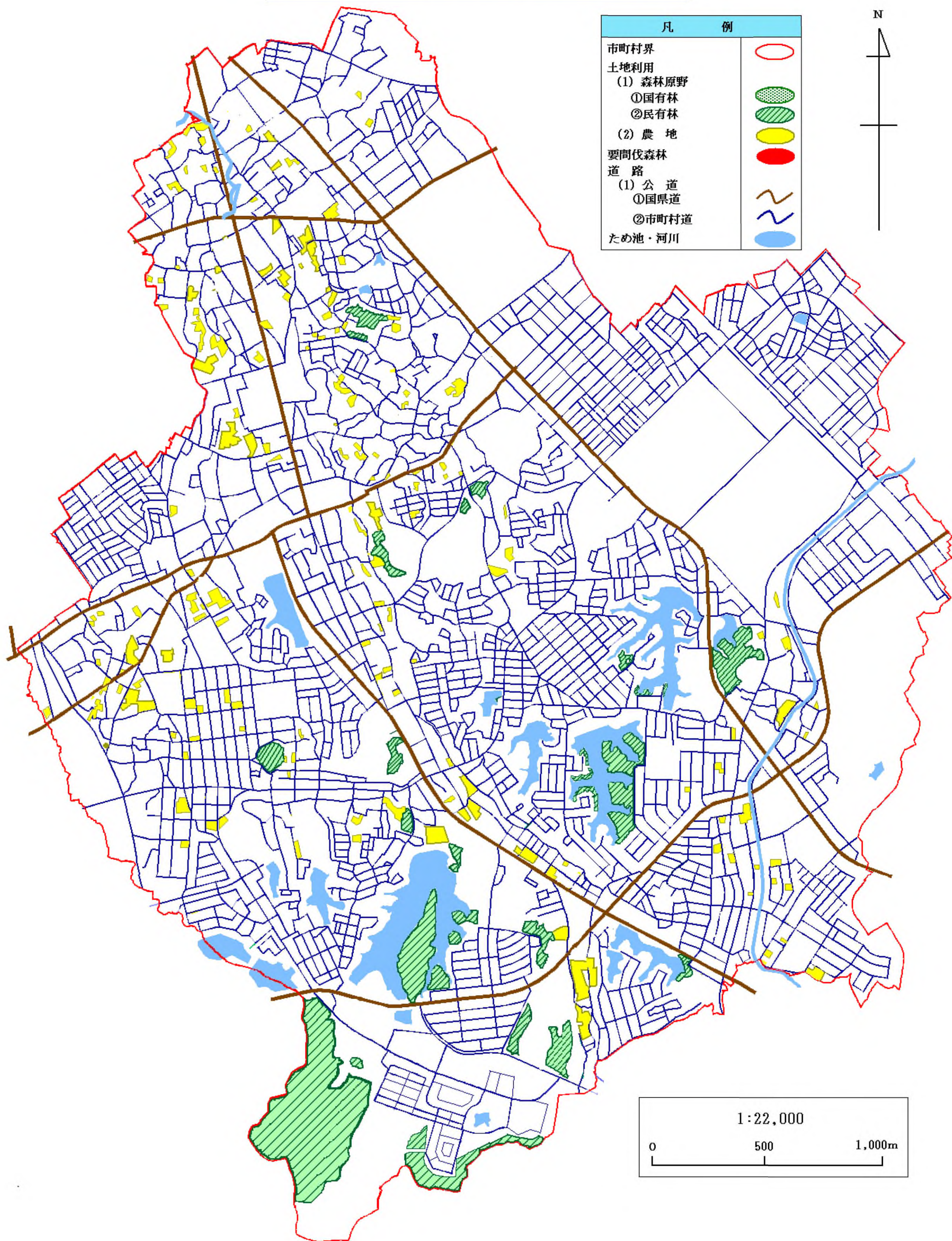
(10) 森林経営管理制度による経営管理権の設定状況

番号	所在	現況 (面積、樹種、林齢、材積等)	経営管理実施権 設定の有無

(注) 計画策定時点の状況について記入する。

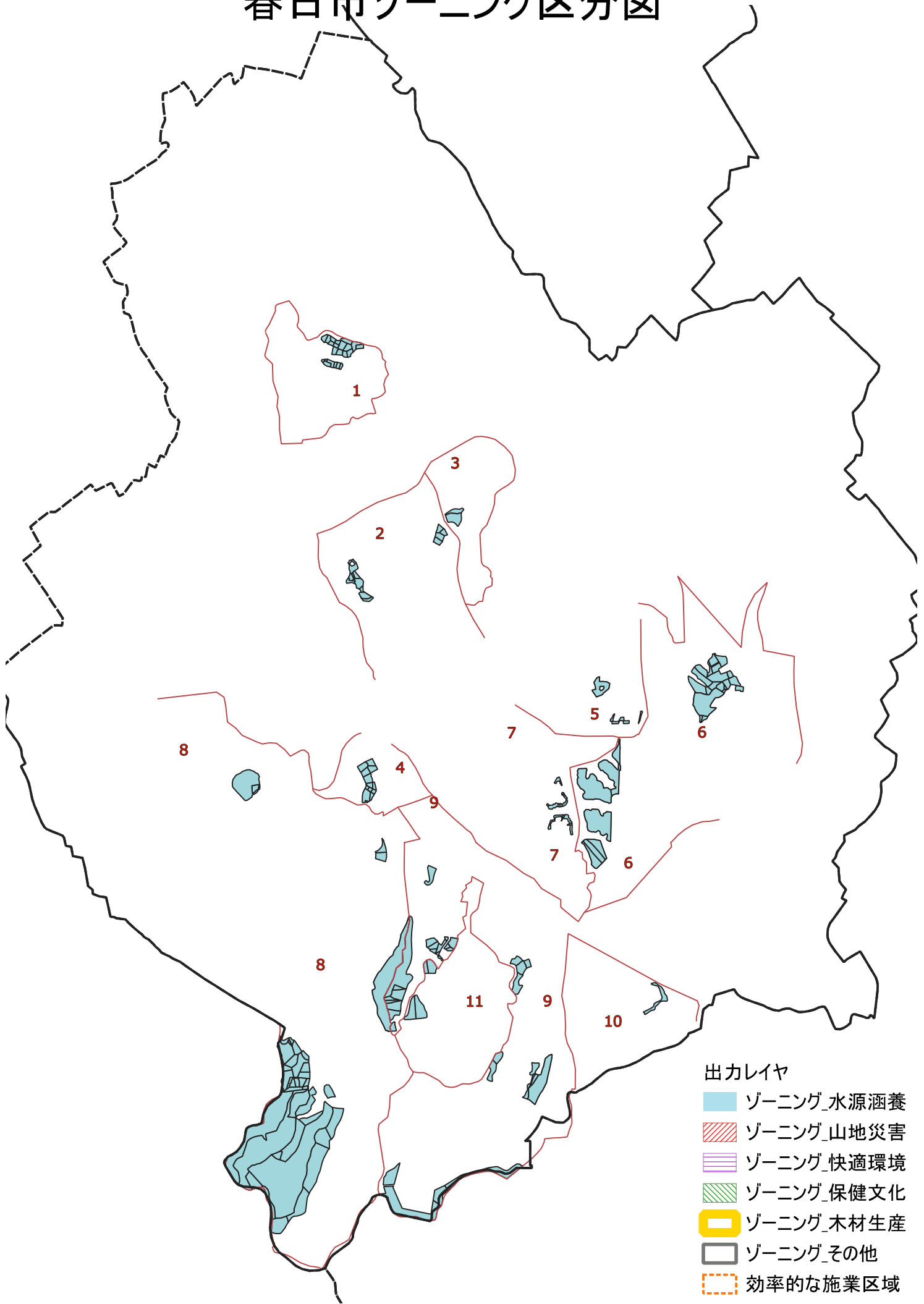
(11) その他必要なもの

春日市森林整備計画概要図



※一部森林の範囲が現状と異なる部分がありますが、当該地域の林地開発期間終了後に反映させることとしています。

春日市ゾーニング区分図



出カレイヤ

- ゾーニング_水源涵養
- ゾーニング_山地災害
- ゾーニング_快適環境
- ゾーニング_保健文化
- ゾーニング_木材生産
- ゾーニング_その他
- 効率的な施業区域